

改正 平成30年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（平成18年4月1日法人規程第41号。平成27年3月25日改正法人規程第28号以下「不正防止規程」という。）第25条に基づき、本学の研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

(研究倫理教育)

第2条 研究に従事する研究者等に対し、全学的に共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を実施する。

2 学生を対象とした研究倫理教育については次の各号とする。

(1) 学部学生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。

(2) 大学院生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施するとともに、研究者共通教育を実施する。

(研究者共通教育)

第3条 研究者共通教育受講対象者は次の各号とする。

(1) 受講を必須とし、受講管理が必要な者（以下「受講義務者」という。）は以下のとおりとする。

イ 教員（特定有期教員等を含む。）

ロ 技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者

ハ イ、ロ以外の身分で、本学において科学研究費助成事業へ申請する者

ニ 日本学術研究振興会特別研究員のうちSPD、PD、RPD及び外国人特別研究員の身分の者

ホ 大学院生

へ その他、研究倫理教育責任者が必要と認める者

(2) 受講を推奨するが、受講管理を必要としない者は以下のとおりとする。

イ 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者

ロ 学部学生（特に研究室配属後の学部学生）

ハ 研究支援関係部署の事務職員

ニ 研究補助者（研究補助者として雇用する学生、事務補佐員、技術補佐員等）

ホ その他、研究倫理教育責任者が必要と認める者

2 教育内容等については次の各号のとおりとする。

(1) 教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。

(2) 教材は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が作成している研究者倫理教育教材を使用する。ただし、今後、文部科学省の通知等を踏まえ、必要に応じ見直す。

3 受講方法等については次の各号のとおりとする。

(1) 受講対象者は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のe-learningシステムにより受講する。

(2) 受講義務者は、当該教材を受講後にテストを実施し、一定の点数を超えた場合に受講を修了したとみなす。一定の点数は、当分の間80点以上とする。

(3) 受講義務者は、受講を修了した場合、同システムから発行される受講修了証を経営管理部に提出する。

(4) 経営管理部は、受講義務者から提出された受講修了証に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を定期的に研究倫理教育責任者に報告する。

(受講時期)

第4条 受講義務者は、原則3年度ごとに受講する。教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。ただし、平成27年度については、受講義務者

は全員受講するものとする。

2 年度途中で採用された教員や昇任した教員等については、着任及び昇任後速やかに受講する。ただし、昇任した教員で昇任した年度に既に受講した者は受講を免除できる。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、研究倫理教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。